

自営型テレワークを活用したい企業・仲介事業者の皆様に

(在宅ワーク)

# 自営型テレワーク 活用セミナー

## 自営型テレワークの適正な実施のためのガイドラインの説明

平成30年2月「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」が改定され、「在宅ワーク」の呼称は「自営型テレワーク」へと変更されました。

2020年

日時

2月7日(金) 14:00~16:00  
(13:30開場)

会場

全水道会館 5階 中会議室  
東京都文京区本郷1-4-1

自営型テレワーカーの  
適正な活用方法を知りたい

自営型テレワークの  
活用に興味がある

参加費  
無料  
要予約

多様な働き方の一つとして自営型テレワーカーをとらえ、自営型テレワークの基本を知り、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する注文者および仲介業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。

14:00~14:35 | 講演 1

一般社団法人日本テレワーク協会 主席研究員

富吉 直美氏

### 自営型テレワークの適正な 実施のためのガイドライン

「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の中身を紹介。注文者、仲介事業者、在宅就業者から見た注意点を解説します。



対象

- 自営型テレワーカーへ発注している、もしくは発注したい企業
- 在宅就業にかかる仲介事業者
- 自営型テレワークという働き方に興味を持っている方

14:35~14:50 | 講演 2

株式会社キャリア・ママ 代表取締役

堤 香苗氏

### 自営型テレワーク(在宅ワーク)を はじめるにあたって

自営型テレワークの特徴と留意点をはじめ、クラウドソーシング、仲介事業者の利用など、仕事の見つけ方を学びます。



定員 **35**名  
※定員になり次第締め切り

15:00~15:45 | パネルディスカッション

実際に業務を発注している注文者及び、自営型テレワーカーによるパネルディスカッションです。両者の視点から、ガイドラインのポイントや特徴について、事例に即したケーススタディ式で理解を深めます。

自営型テレワークとは、一般的に「パソコンやインターネットを活用し、自宅または自宅に準じた自ら選択した場所で行う仕事」です。いわゆる内職とは異なります。詳しくは、自営型テレワークの総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」をご覧ください。

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/>

主催 厚生労働省 ( 仲介事業業界として守るべき  
ルールの策定業務一式 )

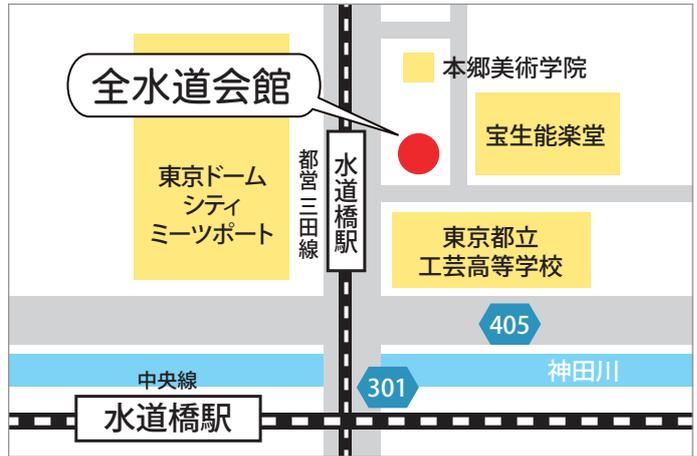
お申込みは、WEBまたは電話にて。詳しくは裏面を御覧ください。

# 全水道会館 5階 中会議室

(東京都文京区本郷1-4-1)

## ●交通アクセス

- ・JR 水道橋駅 東口（お茶の水駅より）下車 2 分
- ・都営地下鉄三田線水道橋駅 A1 出口 1 分



## WEBでのお申込み

自営型テレワークに関する総合支援サイト「ホームワーカーズウェブ」へ

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/>

ホームワーカーズウェブ 🔍



## 電話でのお申込み

 **0120-900-498**

厚生労働省委託事業事務局 委託先：株式会社キャリア・ママ  
(10:00～17:00)

※定員になり次第締め切らせていただきます。

## 参加申込み時にお伺いする個人情報の取り扱いについて

1. このセミナーは、厚生労働省委託事業「仲介事業業界として守るべきルールの策定業務一式」（委託先：株式会社キャリア・ママ）主催セミナーです。参加申込みによりご提供いただいた個人情報は、お申込み時点からセミナー終了までの間、個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱います。なお、個人情報保護方針の内容については、ホームページ（ホームワーカーズウェブ <https://homeworkers.mhlw.go.jp/>）をご参照願います。参加されるご本人におかれましてはご確認の上、申込みいただきますようお願いいたします。
2. 個人情報は、『自営型テレワークセミナー』の事業実施に関わる資料等の作成のために利用させていただきます。法令に基づく場合などを除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止については、株式会社キャリア・ママ（メールアドレス：hww@mail.c-mam.co.jp）までお問合せください。
3. 参加申込みにあたって、個人情報の記入は任意です。ただし、必要な個人情報が不足していた場合は、サービスの全部、または一部が受けられないことがあることをご了承ください。

 HOME WORKERS WEB

厚生労働省の委託事業「在宅就業者総合支援事業」の一環として運営されている

## 自営型テレワークに関する総合支援サイト

自営型テレワークを始めたい方や自営型テレワークをすでに始めている方々、さらには自営型テレワークの仲介事業者や業務の発注企業向けに有益な情報の提供に取り組んでいます。

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/>